

## 別紙 1

# 「令和 3 年度健康づくり講演会業務委託仕様書」

## 1 委託事業名

令和 3 年度健康づくり講演会の開催

## 2 業務期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 31 日（木）まで

## 3 委託上限金額

3,500,000 円（消費税含む。）

## 4 事業目的

県民の健康意識向上並びに健康行動の促進を図るため、健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が重要である。沖縄県保健医療福祉事業団では、県民の健康増進に寄与するために様々な健康情報の発信を行っており、その一環として、令和 3 年度健康づくり講演会を開催する。

## 5 開催概要

- (1) 趣 旨：社会環境や生活様式の変化により、不安やストレスを感じる人は増加している。中でも、「些細なことを深く気にしてしまう」「ついネガティブに考えがち」「小さな不満をため込んでしまう」など、何となく生きづらさを感じる人が増えているといわれている。こうした感情はうまく表現できず、放置され続けると心や体に不調を来すこともある。本講演会では、メンタルヘルスの観点から、日常に感じる漠然とした不安や感情に対処する正しい知識とセルフケアについての情報提供を行う。
- (2) 開 催 期 日：11 月中旬～12 月中旬頃
- (3) 対 象：県民（主に働き盛り世代）
- (4) 開 催 方 法：オンライン（WEB）開催
- (5) 講 師：講演会の趣旨に合致している著名な方
- (6) 目標視聴人数：1,000 名
- (7) 参 加 費：無料

## 6 委託業務の内容

- (1) 講演会開催に関する企画制作
- (2) 講演者その他出演者の選定や交渉、調整業務
- (3) 講演会視聴希望者の受付と取りまとめ
- (4) 講演会開催の広報宣伝活動
- (5) WEB 配信体制の構築
- (6) 講演会の進行、運営・配信（事前準備含む）
- (7) アンケートの調査・集計
- (8) 保存用報告書（PDF データ及び、印刷物 3 部）、成果物の提出  
報告書の内容：① 委託業務完了報告書（講演会概要）  
② 講演会動画データ（配信を録画したもの）  
③ アンケート集計結果  
④ 広報関連資料（広告物等）

- (9) 当事業団ホームページで公開用報告書（PDF）  
報告書の内容：① 委託業務完了報告書（講演会概要）  
② アンケート集計結果  
※個人情報が特定されるような情報は記載しないこと。

## 7 企画提案の内容

- (1) 講演会テーマ、タイトル案  
▶ 講演会開催の趣旨や開催時期の時流に沿ったテーマと、対象となる県民の興味・関心を引くような講演会タイトルの提案。  
※講演会のテーマ＆タイトルは、多くの視聴者が気軽に視聴できるように、重くなりすぎず、ポジティブな内容であることが望ましい。
- (2) 登壇者案  
▶ 講演会講師、司会、インタビュアー等の提案。  
▶ 講師案は3案まで。  
▶ 登壇者は複数人いても構わないが、必ず、講演会のテーマに精通した専門家と県内外のメディア等で活躍する著名人を1名以上入れること。  
※専門家が著名な人である場合、登壇者は1名でも構わない。
- (3) 視聴受付方法  
▶ 全視聴者の居住地が県内又は県外かわかるような手段を提案すること。
- (4) 講演会の構成・プログラム案  
▶ 講演会時間は60分程度とする。  
▶ 講演会はライブでも収録でもよいが、多くの人が視聴しやすいように配信期間（アーカイブ配信）を設けること。なお、実現可能な配信期間を明記すること。  
▶ 講演会の構成（講義形式、対談形式等）は自由とする。
- (5) 開催に使用するオンライン配信ツールの提案  
▶ 多くの人がアクセスしやすく、安定した配信が行えるものを選定すること。  
▶ スマートフォン、タブレット、PCで視聴可能なツールであること。  
▶ 何回または何人が視聴したかカウントができるものであること。
- (6) 広報手段等  
▶ 講演会の周知方法（広告等）について具体的に提案すること。
- (7) アンケート実施方法  
▶ 講演会の効果等を測定するアンケートの実施方法を提案すること  
▶ アンケートの回収率を上げる工夫について提案すること。
- (8) その他  
▶ 上記のほか、委託料上限額の範囲内で独自の企画提案があれば記載すること。

## 8 その他留意すること

- (1) 本業務に関する成果品の一切の権利は、すべて（公財）沖縄県保健医療福祉事業団に帰属するものとする。但し、録画映像の二次使用については、登壇者の要望を踏まえて判断する。
- (2) 委託業務実施に当たっては、事業団及び関係者と十分に連絡を取りながら進めること。
- (3) 自然災害や新型コロナウィルス感染症等の影響により、事業の一部又は全部が実施できない場合は、委託者と受託者とが協議の上、契約の変更をする場合がある。